

一般国道6号相馬バイパス（新地町駒ヶ嶺地内）で 特殊車両等への指導取締りを実施しました

現在、東日本大震災の被害の復旧作業に携わる特殊車両や大型車両の通行が増加してきています。

それに伴い、特殊車両等による事故の発生も考えられることから、今回、相馬警察署と磐城国道事務所合同で特殊車両通行制度に違反している車両等への指導取締りを実施しました。

1. 日 時 平成25年 2月25日（月） 14時00分～16時00分
2. 場 所 国道6号相馬バイパス 新地町駒ヶ嶺山中地内
3. 参加機関 相馬警察署、磐城国道事務所

【実施状況】



・重量、寸法の測定、及び特殊車両通行許可証の内容を確認

- 過積載取締台数 6台（特殊車両含む）
違反車両は0台でしたが、適切な運行をするよう指導を行いました。
- 特殊車両取締台数 4台
特殊車両通行許可の条件違反車両 3台
指導警告書により、違反をしないよう指導を行いました。

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所
TEL 0246-23-2211（代表）
副 所 長 藤崎 哲也（内線205）
管理課長 橋本 幸雄（内線431）
原町維持出張所
TEL 0244-22-2530
出張所長 布宮 明道

道路法に定められている車両制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。

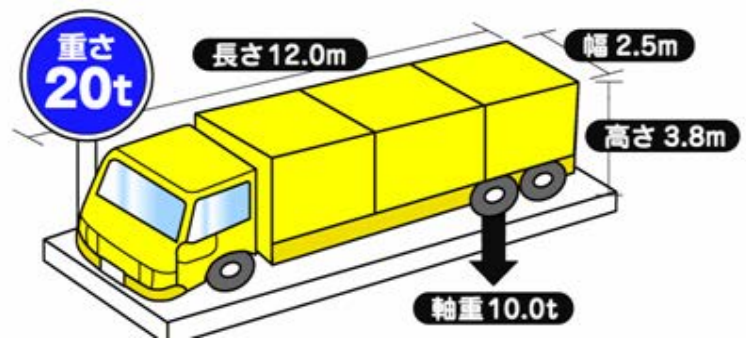
この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

車両の諸元		一般的制限値 (最高限度)
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル (高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量	20.0トン (重さ指定道路は25.0トン)
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19.0トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

! 正しい基準を守りましょう

これらの基準のうち
ひとつでも超えると、
「特殊車両」です。



違反大型車が道路構造物に与える影響

道路が傷ついています

大型の特殊車両は、法令により道路管理者の許可を受けて通行しなければなりません



重量が**20%増**になると → 橋にかかる負担は約**9倍** → 多額の補修費がかかります
→ 道路にかかる負担は約**2倍**

違反大型車が道路交通に与える影響

○セミトレーラが対向車線にはみ出し、普通乗用車と接触し横転

当該車両は特殊車両通行許可を取得せずに走行



○セミトレーラが交差点を右折した際、積荷のワイヤーロープが切れ、積荷が落下

当該車両は特殊車両通行許可を取得せずに走行

